

宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務委託仕様書

1 業務委託名

宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務委託

2 委託業務の目的

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用は、平成 11 年 3 月に関係機関により締結された「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」の中で、一定のルールの下で可能となっており、過去には検討報告書なども作成されているが、現在まで実現に至っていない。

水没移転者からの要望書の提出や議会などでも取上げられることもあり、令和 3 年度から、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が事務局となり、国、県、相模原市、愛川町、清川村の「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」を締結している行政機関を構成員とする打合せ会で、宮ヶ瀬湖でのフィッシング実現の可能性について検討を行い、課題の整理などを進めてきた。

宮ヶ瀬湖は、水位の変動が大きく、急峻な地形であり、湖岸の多くが立入禁止区域となっており、これに対応した栈橋やローボートの整備が必要であること。また、湖面については、立入ができない利用制限区域、保護区域があることや、既に利用が行われている遊覧船やカヌー・ボートとの利用区域の区分、人件費や放流費も含めた事業の採算性、運営主体、監視体制、水質や生物多様性への影響等の更なる検討が必要となっている。

令和 5 年 5 月には、相模原市を中心とする地元 3 市町村が、日本で最も環境に配慮したフィッシング利用の実現可能性について、民間事業者から意見や提案を受けるサウンディング型市場調査を実施し、12 の民間企業や団体が参加し、フィッシングの実現を求める声が寄せられた。

これらの状況を踏まえ、宮ヶ瀬湖周辺地域のより一層の観光振興や活性化に向け、フィッシング実現の可否やその他宮ヶ瀬湖周辺地域における地域活性化の方策について、客観的かつ専門的な知見を得るための業務委託調査を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 10 日まで

4 宮ヶ瀬湖の現況

(1) 整備経過

時期	内容
1969(昭和 44)年	建設省、ダム計画を発表

時期	内容
1977(昭和 52)年	水源地域対策特別措置法に基づくダム指定(公示)
1980(昭和 55)年	水源地域整備計画の決定(公示、振興計画として実施)
1986(昭和 61)年	宮ヶ瀬虹の大橋開通
1987(昭和 62)年	宮ヶ瀬ダム本体建設工事に着手
1992(平成 4)年	宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画の策定
	財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団設立
1998(平成 10)年	宮ヶ瀬湖満水(誕生)、宮ヶ瀬湖憲章の制定
	宮ヶ瀬やまなみセンター、カヌー場完成
1999(平成 11)年	宮ヶ瀬湖畔園地、水とエネルギー館
2000(平成 12)年	鳥居原園地設置
2001(平成 13)年	宮ヶ瀬ダム本格運用開始
2002(平成 14)年	あいかわ公園供用開始
2009(平成 21)年	工芸工房村開館
2016(平成 28)年	みやがせミーヤ館開館

(2) 宮ヶ瀬湖の重要なコンセプト「宮ヶ瀬湖憲章」

自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていくため、建設省・神奈川県・関係町村・地域代表者・自然保護団体・学識経験者からなる宮ヶ瀬湖憲章制定委員会が「宮ヶ瀬湖憲章」を平成 10 年 4 月 29 日に制定。わが国の人造湖としては初めてで、環境との本格的な共生をめざす 21 世紀へ向けての、先駆的な試みとなっている。

宮ヶ瀬湖周辺地域のより一層の観光振興に向け、日本で最も環境に配慮した宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の実現には、地域の自然を自主的に守るためのルールである「宮ヶ瀬湖憲章」を遵守することが重要である。

宮ヶ瀬湖は、長い年月をかけ、多くの人々の努力によってつくられ、水道用水、水力発電への利用や相模川・中津川周辺を洪水から守るなど、安全で豊かな生活を支えてくれるダム湖です。

こうした恵みには、ダム建設のため、先祖代々住み続けた土地や家が湖底に沈むこととなり、移転を余儀なくされた人々や失われた豊かな自然がありました。

ダム建設にあたっては、人や動植物にできる限り快適なものになるように、自然の再生が図られました。

周辺の自然は、貴重な水源として、生き物を育む場として、また、安らぎと憩いの場としても大切です。

私たちは、周辺の自然を大切にし、守り、育て、利用し、次の世代に伝えていくことを誓い、ここに宮ヶ瀬湖憲章を定めます。

- 1 清らかな宮ヶ瀬湖の水を、みんなで大切にしよう。
- 1 美しい宮ヶ瀬湖周辺を、みんなで守ろう。
- 1 宮ヶ瀬湖周辺の自然を、みんなで育て利用しよう。
- 1 宮ヶ瀬湖の意義・歴史を忘れずに、みんなで後世に伝えよう。

平成 10 年 4 月 29 日制定
宮ヶ瀬湖憲章制定会議

(3) 宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画

宮ヶ瀬ダムの建設に併せて、国・県・関係市町村により、平成 4 年（1992 年）4 月に「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市型リゾート地の形成」を基本理念として、3 拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）の整備が進められた。

宮ヶ瀬湖周辺地域は、この 3 拠点に開発地域を限定して整備を進めることにより、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきたという経緯がある。

(4) 宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点における施設利用者数の推移 (人)

年度	宮ヶ瀬湖畔地区	ダムサイト地区	鳥居原地区	合計
平成 30 年度	653,436	793,753	145,238	1,592,427
令和元年度	586,350	722,445	122,739	1,431,534
令和 2 年度	268,826	432,348	78,220	779,394
令和 3 年度	395,206	429,772	77,889	902,867
令和 4 年度	545,093	701,125	95,755	1,341,973

※出典：宮ヶ瀬ダム周辺振興財団「周辺3拠点における施設利用者数の推移」

ダム湖利用者総数の第1位は宮ヶ瀬ダム

令和元年度年間利用者数の推計結果によると、年間利用者数の最も多いダムは宮ヶ瀬ダムとなっている。

表 II.1.4 令和元年度年間利用形態別利用者数ベスト10 (単位：千人)

順位	総計	利用形態別									イベント
		スポーツ	釣り	ボート	散策	野外活動	施設利用	その他			
1	宮ヶ瀬ダム 1,550	土師ダム 106	布目ダム 43	竜門ダム 32	宮ヶ瀬ダム 979	宮ヶ瀬ダム 87	御所ダム 455	湯西川ダム 136	宮ヶ瀬ダム 293		
2	御所ダム 745	天ヶ瀬ダム 94	室生ダム 23	宮ヶ瀬ダム 21	御所ダム 157	桂沢ダム 78	宮ヶ瀬ダム 274	宮ヶ瀬ダム 108	釜房ダム 146		
3	日吉ダム 434	宮ヶ瀬ダム 78	金山ダム 20	釜房ダム 8	鶴田ダム 139	日吉ダム 74	日吉ダム 215	釜房ダム 95	湯西川ダム 121		
4	土師ダム 332	羽地ダム 57	下久保ダム 20	那馬溪ダム 8	一庫ダム 128	緑川ダム 63	三春ダム 202	早明浦ダム 56	土師ダム 66		
5	三春ダム 308	御所ダム 49	灰塚ダム 18	長井ダム 4	天ヶ瀬ダム 118	奈良俣ダム 63	五十里ダム 142	土師ダム 40	松原ダム 51		
6	一庫ダム 293	緑川ダム 41	野村ダム 16	御所ダム 3	松原ダム 115	御所ダム 53	大滝ダム 109	藪原ダム 34	菅田ダム 45		
7	五十里ダム 260	田瀬ダム 34	高山ダム 15	相俣ダム 3	土師ダム 111	松原ダム 52	嘉瀬川ダム 103	湯田ダム 32	藪原ダム 31		
8	湯西川ダム 246	高山ダム 32	弥栄ダム 12	湯田ダム 2	日吉ダム 99	金山ダム 42	一庫ダム 77	寒河江ダム 30	御所ダム 29		
9	天ヶ瀬ダム 240	胆沢ダム 29	大渡ダム 12	四十四田ダム 2	浦山ダム 86	草木ダム 41	岩屋ダム 72	日吉ダム 29	湯田ダム 29		
10	釜房ダム 225	灰塚ダム 28	八田原ダム 11	味噌川ダム 1	三春ダム 73	高山ダム 36	寺内ダム 71	一庫ダム 25	五十里ダム 25		
合計	11,565	1,023	395	100	4,483	1,331	3,141	1,092	1,303		
平均	96	9	3	0.8	37	11	26	9	11		

※合計と平均値は全120ダム（渡良瀬遊水地と荒川調節池を除く）の推計値である。

※出典：国土交通省河川局「令和元年度河川水辺の国勢調査結果」

(5) 湖面利用の現況

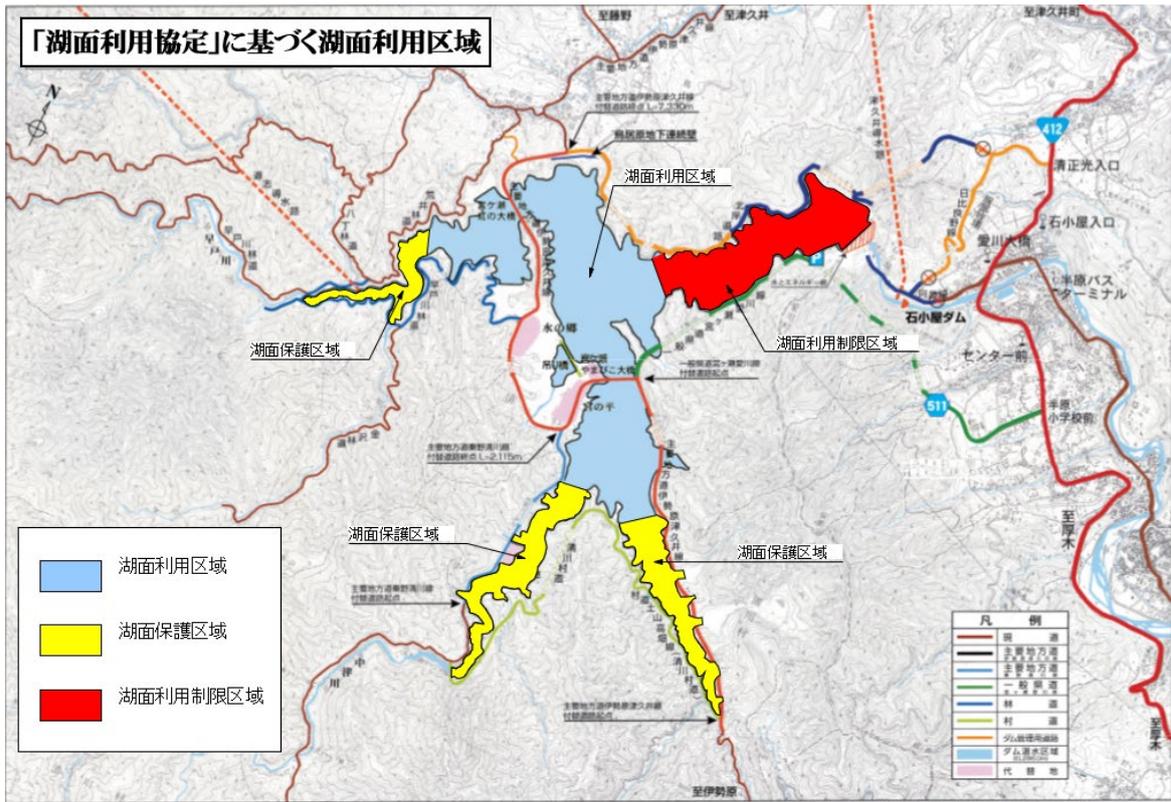
ア 利用区分・利用内容

「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」

宮ヶ瀬湖の健全で秩序ある湖面に向け、平成11年3月31日に建設省関東地方建設局長（当時）、神奈川県知事、愛川町長、清川村長、津久井町長（当時）による「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」が締結されている。

この協定の目的は、「宮ヶ瀬ダムの維持と保全を図りつつ、自然公園としての秩序ある利用を推進するとともに、地域振興を図るために必要な宮ヶ瀬湖の湖面利用に関する基本的事項について定めるもの」（第1条）としている。

湖面は、「湖面利用区域」、「湖面保護区域」、「湖面利用制限区域」の3区分がされ、「湖面利用区」は、下図のとおりとなっている。なお、ダムサイトの栈橋を利用するため、湖面遊覧利用のみが湖面利用制限区域を利用できるとしている。（第3条）



また、湖面利用の区分と内容は、次のとおりとなっている。(第4条)

利用区分	利用内容
湖面フィッシング利用	ローボートの係留施設を使用したローボートによるフィッシングとする。ただし、撒きえさは禁止とする。
湖面遊覧利用	遊覧船みやがせ21の運行による自然観察
湖面スポーツ利用	宮ヶ瀬湖カヌー場の係留設備を使用したカヌー（競技・練習）及び漕艇（練習）の利用とする。
湖面レクリエーション利用	宮ヶ瀬湖カヌー場の係留設備を使用したクリエーションカヌーの利用とする。 ローボートの係留設備を使用したローボートの湖面散策とする。
親水池教育学習利用	親水池のカヌー係留設備を使用したカヌー教室及び自然観察（動植物）
親水池リラクゼーション利用※	親水池内に清川村噴水設備を設置し、ふれあい、癒し及び安らぎの場として活用する。

※平成14年11月7日 宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書を変更する協定書で追加

イ 利用者数

(人)

年度	利用者数		
	湖面遊覧利用	湖面スポーツ・レクリエーション利用	親水池教育学習利用 親水池リラクゼーション利用
平成 30 年度	21,132	5,732	4,008
令和元年度	17,034	4,406	3,092
令和 2 年度	11,654	3,312	1,071
令和 3 年度	7,687	4,830	781
令和 4 年度	18,582	5,337	2,231

(6) 宮ヶ瀬湖の魚類について

平成 29 年度河川水辺の国勢調査で確認されている魚類は、次のとおりである。スナヤツメ類、コイ、アブラハヤ、ウグイ、ニゴイ、カマツカ、ドジョウ、ワカサギ、アメマス、タイガートラウト、アユ、ヒガシシマドジョウ、アカザ、ニッコウイワナ、サクラマス(ヤマメ)、カジカ、ボウズハゼ、オオヨシノボリ、ニジマス、ブルーギル、コクチバス、オヤニラミ

※このうち国外由来の外来種は、ニジマス、ブルーギル、コクチバスなどであり、オクチバスについては、平成 29 年度河川水辺の国勢調査では確認されていないが、別途実施されている外来種駆除調査では少数が捕獲されている。

※出典：国土交通省関東地方整備局

「第 29 回関東地方ダムフォローアップ委員会宮ヶ瀬ダム定期報告書の概要」

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000800180.pdf

国土交通省「平成 29 年度河川水辺の国勢調査結果の概要(ダム湖版)」

5 宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の課題

(1) 係船施設(浮き桟橋)やローボート(釣り船)の整備

宮ヶ瀬湖は、洪水期、非洪水期で 10.5 メートルの水位変動のある人造湖であり、湖面へは桟橋からローボートを使用してのアクセスを前提としているため、水位変動に対応した係船施設(浮き桟橋)やローボート(釣り船)の整備が必要となる。

また、宮ヶ瀬湖は一部を除き湖岸が大変急峻で危険なために、ダム管理者が許可した場合を除き、立ち入りが禁止されている。

現在ある係船設備は、遊覧船、競技に用いるカヌー及び漕艇のみの利用に制限されていることから、現状ではローボートの使用ができない状況となっている。

具体的なフィッシング用の桟橋の整備場所、ローボートの整備数、整備主体や費用等の検討が必要である。

(2) 既存湖面利用との関係

現在湖面利用として、遊覧船のほか、カヌー場からのカヌー、ボートの団体等の利用がある。安全で秩序ある利用のため、ローボートの釣りを実施する場合、釣り船と他の湖面利用との利用区域の調整が必要となる。

(3) 釣り船の監視と保護区域

(4) アのとおり利用制限区域や生態系を保全する保護区域があり、釣り船を立ち入らせないことや、水質保全のため釣り人に撒餌を行わせないことの監視が必要となる。

(4) 危険回避・リスク管理について

宮ヶ瀬湖は複雑な形をしており、一部を除き、湖岸が大変急峻で危険なところが多く、一望性にも乏しい。無線電波も届きにくい地点があり、万が一の危険回避には複数隻での出船が必要となる。

危険回避・リスク管理の体制等を構築する必要性が考えられる。

(5) 運営主体について

フィッシング事業を適切に経営管理できる運営主体の検討が必要である。

(6) 釣果、魚種管理、養殖の可否等について

過去の検討報告書では、釣果の維持には放流が必要とされており、魚種や放流量、費用等の検討が必要である。

(7) 法律、条例等による規制について

ア 河川法

係船設備の設置に伴い、河川区域を占有する場合は、河川管理者の許可が必要である。

イ 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例

条例に規定する設置目的にそぐわないため、宮ヶ瀬湖カヌー場の栈橋等を釣り船が利用することはできない

ウ 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例

係船設備の設置等に伴い、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内の全部又は一部を独占して使用する場合や、フィッシングの運営等に伴い、物品の販売行為等を行う場合は知事の許可が必要である。

エ 神奈川県立自然公園条例

係船設備の設置等に伴い、工作物の新築等を行う場合は、知事の許可が必要である。

オ 神奈川県漁業調整規則、神奈川県内水面漁場管理委員会指示、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

(ア) 神奈川県漁業調整規則

次の事項が定められている。（漁業調整規則は、漁業権が設定されていない水面や放流した水産動物に対しても広く適用される。）

- ・水産動物ごとに採捕してはいけない時期やサイズ
- ・水産動物を採捕する際の漁法の制限
- ・水産動物を採捕する際に知事の許可が必要な漁法
- ・ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）とブルーギルの移植禁止

(イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会指示

委員会は漁業法に基づき、漁業調整上必要と認めるときは、関係者に対し指示を出すことができる。

現在出されている委員会指示のうち、宮ヶ瀬湖に関するもの

- コクチバスの生体持出しと再放流の禁止
- コイの放流等の制限（コイヘルペスウイルス病の陰性確認等が必要）

(ウ) 外来生物法

特定外来生物に関する規制（ブラックバス類とブルーギルは生体持出しと移植）

6 検討報告書等

(1) 検討報告書

<p>○宮ヶ瀬湖の有効利用に関する検討委員会報告書（平成9年3月） 湖面利用にあたっての基本的な考え方、魚類資源増大事業、遊漁利用、湖面遊覧事業、湖面スポーツ利用、学習・教育事業、宮ヶ瀬湖憲章（仮称）の制定について検討した結果を取りまとめた報告書</p>
<p>○宮ヶ瀬湖遊漁棧橋検討結果報告書（平成9年9月） 上記の報告書を受け、遊漁船用浮棧橋の必要性、遊漁船用浮棧橋の候補地検討、浮棧橋の検討条件、浮棧橋の基本仕様を検討した報告書</p>
<p>○宮ヶ瀬湖における遊漁及び貸ボート事業計画策定業務報告書（平成13年3月） 県内における遊漁等利用の事例、事業計画（事業の基本的な考え方、営業計画、種苗放流、管理運営計画、利用規則とマナー）、施設整備計画（施設整備の基本方針、所要施設、設備・機材、概算事業費）、事業収支の検討（事業収入、維持管理費、事業収支、経営シュミレーション）を行った報告書</p>

上記の過去の調査報告は、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が所有しているものを受注者に提供することができる。

(2) サウンディング型市場調査結果

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用を検討するにあたり、実施手法、運営手法、収支見込等について民間事業者から幅広い意見・提案をいただくサウンディング型市場調査を令和5年5月に実施し、同年7月に結果を相模原市ホームページで公表している。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/1026024/1027966.html>

(3) 国土交通省実施の魚類、水質等のデータ

国土交通省では、宮ヶ瀬湖における魚類、水質、水位変動などのデータを有しており、調査内容に応じ、受注後に可能な範囲でデータ提供することができる。

提供できる主なデータは次のとおり。

○ダム管理年報（平成13年度から令和3年度） 宮ヶ瀬ダムの諸元（貯水位・流入量・放流量、貯水池利用状況、洪水調節年表、発電年表、降水量年表、貯水池水温・濁度、貯水池水質、堆砂年表）を年度ごとにとりまとめたもの
○R4宮ヶ瀬ダム貯水池測量業務（令和5年3月） 報告書 宮ヶ瀬ダムの貯水池測量を三次元計測により行い、ダム貯水池水位－容量図表及び貯水池内の三次元情報図を作成した業務の報告書
○宮ヶ瀬ダム管理平面図・広域平面図 宮ヶ瀬ダム湖周辺の管理平面図
○H26宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（植物）業務（平成27年3月） 報告書
○H28宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（陸上昆虫類）業務（平成29年3月） 報告書
○H30宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（底生動物）業務（平成31年3月） 報告書
○H31宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（鳥類・利用実態）業務（鳥類調査編）（令和2年3月） 報告書
○R2宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（環境基図作成）業務（令和3年3月） 報告書
○R3宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（両生類・爬虫類・哺乳類）業務（令和4年3月） 報告書
○R4宮ヶ瀬ダム管内水辺現地調査（魚類）他業務（令和5年3月） 報告書 宮ヶ瀬湖及び周辺地域における河川環境等を把握するために、動物や魚類の生息状況、生物生息環境の変化、昆虫類の調査等を行った報告書
○R4宮ヶ瀬ダム水源地活性化検討業務（令和5年3月） 報告書 宮ヶ瀬湖水源地の更なる活性化のため、アンケートによる宮ヶ瀬湖周辺のニーズ調査や水源地ビジョンの検討を実施した業務の報告書

7 委託業務内容

上記の状況を踏まえ、次の項目について、宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等について調査を行う。

なお、令和6年度の調査において、宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等の判断を行い、必要に応じ、次年度以降に詳細な調査を行う可能性がある。

(1) 周辺住民等の意向について

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用に関する周辺住民等の意向について、対象者に応じた意向確認項目や調査手法の提案を行い、調査の実施、集計、分析を行うこと。(他の調査項目を含め、単年度で実施可能な提案)

【主な対象者】

- ア 宮ヶ瀬湖周辺住民及び水没移転者
- イ 相模湖、津久井湖等の近隣事業者
- ウ 既存の湖面利用者(カヌー、ボート、遊覧船)、団体(漁協連合会・商工会等)

(2) 実施方法、整備・運営手法等について

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の実施方法、整備・運営手法等について、調査手法の提案を行い、現状調査、整備・運営手法の比較検討、概算経費などの検討結果を取りまとめること。

なお、提案にあたっては、現況の『宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書』に基づく「湖面保護区域」、「ローボートの係留施設を使用したローボートによるフィッシング」などの制限についても、ダム管理上の安全確保、水質保全等を考慮した上で、見直す提案も可能とする。ただし、湖面利用の区域や内容を見直す場合には、『宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書』を締結している5者による協議が必要となる。

【主な項目】

- ア 現状における湖面・上下流での利用状況の整理
- イ 国直轄ダム湖、首都圏のダム湖における同種事例調査
- ウ 首都圏における釣り需要の動向とターゲット顧客の検討
- エ 事業の概略、比較検討、概算経費
 - ・実施方法の概略比較検討
 - ・既存の湖面利用を踏まえた釣りエリア、施設整備の箇所の概略比較検討
 - ・ダム湖の水位変動に対応できる係船設備・係留ボート、駐車場、管理棟など事業実施に必要な施設の概略比較検討

(3) 「日本で最も環境に配慮した釣り場」の方策について

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用が「日本で最も環境に配慮した釣り場」となる方策について、調査手法の提案を行い、配慮事項や制度などの検討結果を取りまとめること。

【主な項目】

- ア 水質、生態系、既存の湖面利用等に配慮した釣りの種類・利用制度の検討

- イ 水質、生物多様性、気候変動、資源循環など環境に配慮した方策の検討
- ウ 先進事例調査による環境へのその他の配慮事項の検討

(4) 対象魚種等について

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の遊漁事業の対象魚種について、調査手法の提案を行い、検討結果を取りまとめること。

なお、検討に当たっては、5（7）オに記載された法令等を遵守すること。

【主な項目】

- ア 下流域を含めた生物多様性及び自然環境への影響（外来生物問題等）や採算性等を踏まえた対象魚種の検討
- イ 釣果の持続性の検討

(5) 採算性について

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の採算性について、調査手法の提案を行い、検討結果を取りまとめること。

【主な項目】

- ア 見込まれる釣り客の規模の試算
- イ 係船設備、駐車場、管理棟、船舶等の整備導入に係るイニシャルコストの試算
- ウ 人件費、維持運営費、養殖・放流、環境対策、安全対策等に係るランニングコストの試算

(6) 地域活性化の方策について

宮ヶ瀬湖周辺地域における地域活性化の方策について、調査手法の提案を行い、検討結果を取りまとめること。

【主な項目】

- ア 釣り事業に関する観光振興計画等の事例調査
- イ 釣り事業との連携等により相乗効果が見込まれる地域活性化策の方向性の整理
- ウ 釣り事業単体のほか、釣り付帯事業や連携事業を含めた宮ヶ瀬湖周辺地域への経済波及効果に係る概算的試算
- エ その他、宮ヶ瀬湖周辺地域において誘客が見込まれる地域活性化策の提案

8 調査にあたっての客観性の確保等

宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用については、多様な利害関係者がいることから、調査結果の客観性を確保するための方策を提案し、発注者と協議すること。

9 事業計画書及び業務工程表の作成

契約締結後、仕様書等に基づいた事業計画書及び業務工程表を速やかに作成し、発注者に提出すること。

10 事業報告書の提出等

(1) 提出物

ア 事業報告書 1部 (A4縦 左綴じ)

なお、作業過程において、発注者と協議の上、中間報告を行う。

イ 事業報告書の電子ファイルを保存した CD-R 又は DVD-R 報告書毎1枚

※電子ファイルは、Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint のいずれかの形式で提出すること

(2) 提出期限

中間報告 令和6年9月30日

中間報告においては、次年度以降の調査実施の可否を判断する必要があるため、実現した場合の整備、運営コストなどの概略を示せる内容等について提案を行うこと。

最終報告 令和7年3月10日まで

(3) 提出場所

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

(愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4 県立宮ヶ瀬やまなみセンター内)

11 その他

(1) 守秘義務

受注者は委託業務の遂行上知り得た情報は、発注者の承認を得ないで受託業務の遂行以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(3) 留意事項

災害の発生など不可抗力を事由として業務委託の全部又は一部を中止する場合については、発注者と受注者が協議の上、決定する。なお、この場合にあっては、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができるが、当該経費の範囲（発注者が負担する範囲）は、双方の協議によって決定する。

本仕様書の内容等について、発注者は委託期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

業務終了後一定の期間が経過しなければ、事業の成果が生じない場合については、委託終了後も受注者に報告を求めることがある。

その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。